

# 第27回 北九州市地域公共交通会議資料

令和元年8月26日  
北九州市建築都市局  
都市交通政策課

## ■古前地区プチおでかけ交通の運行について

### 1 目的

本市では、おでかけ交通より需要の小さな地域において、地域と鉄道駅やバス停、最寄りスーパー等を結ぶ交通手段として、セダン型タクシーの相乗りにより、人数割り程度の料金で利用できる「プチおでかけ交通」を導入している。

今回、過年度に実施した地元とのワークショップをもとに、若松区古前地区と最寄りの「サンリブ若松」間において、乗合タクシーの運行を実施する。

### 2 運行概要

(1) 運行主体：若松第一交通株式会社

(2) 運営主体：古前校区22区自治会

(3) 運行車両：4人乗りセダン型タクシー

(4) 運行頻度：月、木の週2日運行 8便（4往復）／日の事前予約制

		1便	3便	5便	7便
往路	古前地区 発	9:15	11:00	13:30	15:00
	サンリブ若松 着	9:30	11:15	13:45	15:15
		2便	4便	6便	8便
復路	古前地区 発	10:30	12:15	14:45	16:15
	サンリブ若松 着	10:45	12:30	15:00	16:30

(5) 運行区域：古前地区（若松区和田町1～20番、大池町6～14番、古前一丁目20、25番4～7、26～28番、くきのうみ中央1～8番）  
～サンリブ若松（若松区本町三丁目11-1） 約2.4km

### (6) 運賃

乗車人数	1人	2人	3人	4人
片道の運賃	1,000円	500円	350円	250円
乗車人数	5人	6人	7人	8人
片道の運賃(2台運行)	400円	350円	300円	250円

### (7) 古前地区の人口、高齢化率

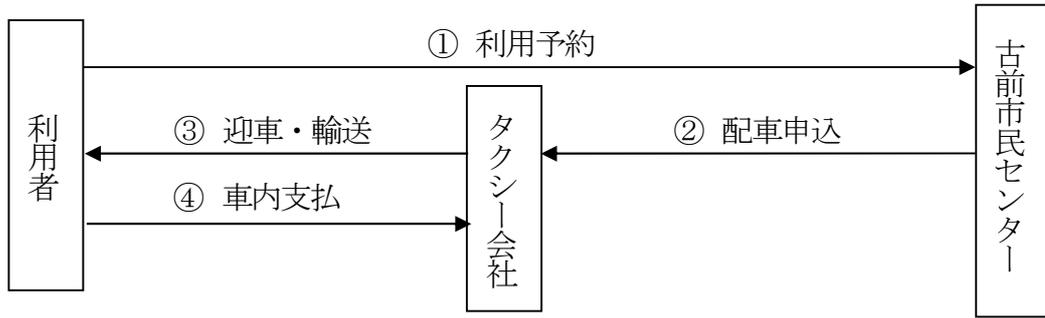
人口：約1,000人、高齢化率45.1%（市全体：30.5%）

（和田町、大池町の数値、平成31年3月31日現在の住民基本台帳から集計）

### (8) 運行開始予定

令和元年10月予定

### 3 運行の仕組み



### 区域運行図



## 消費税改定に伴う北九州市営バス協議路線運賃の改定について

### 1 運賃改定の理由

消費税法、地方税法及び福岡県税条例が改正され、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税率が8%⇒10%に引き上げられることとなった。

引き上げ分の消費税及び地方消費税を乗合バスの運賃へ転嫁するため、一般路線運賃を引き上げることに伴い、以下のとおり協議路線運賃を改定するもの。

### 2 消費税引き上げ分の乗合バス運賃への転嫁について（国土交通省の基本的な考え方）

(1) 消費税は消費一般に負担を求める間接税であり、乗合バスの運賃においても、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。

(2) 運賃への具体的な転嫁方法

- ア 現行の普通旅客運賃に110/108を乗じて、10円未満の端数を四捨五入  
イ これに輸送量を乗じた全体の増収率が、110/108（≒1.01852）の範囲内になるように調整

### 3 一般路線運賃の改定内容

一般路線運賃の3区以上の大人普通旅客運賃を以下のとおり引き上げる。

乗車区数	金額	
	現 行	改正後
1区（半区）	190円	190円
2区（1区）	230円	230円
3区（2区）	<b>260円</b>	<b>270円</b>
4区（3区）	<b>290円</b>	<b>300円</b>
5区（4区）	<b>320円</b>	<b>330円</b>
6区（5区）	<b>350円</b>	<b>360円</b>
7区（6区）	<b>380円</b>	<b>390円</b>
8区（7区） 以上	7区から1区増すごとに20円を <b>380円</b> に加えた額	7区から1区増すごとに20円を <b>390円</b> に加えた額

※（ ）内の区数は、国へ提出する運賃変更の届出で使用する区数

### 4 協議路線運賃の改定

協議路線に係る普通旅客運賃は、一般普通旅客運賃の3区以上の運賃に対応する運賃体系となっているため、2の改定に伴い協議路線の普通旅客運賃を10円ずつ引き上げる。

また、普通旅客運賃の引上げに伴い定期旅客運賃が引上げとなる（ただし、定期運賃の割引率は据え置き）。

なお、1日乗車券及びふれあい定期等の営業割引運賃については改定なし。

## 5 運賃改定に係るスケジュール（予定）

令和元年 8月下旬 地域公共交通会議開催（協議運賃の改定について）

〃 8月下旬 九州運輸局へ協議運賃変更届出

〃 10月1日 運賃改定

## 6 添付書類

別紙1 「公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方」（平成31年3月12日国土交通省）

別紙2 協議路線図

別紙3 運賃が変更となる系統一覧

別紙4 主な区間の運賃比較表

公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する  
基本的な考え方

平成31年3月12日  
国土交通省

1. 本年10月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて10%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
2. このため、公共交通事業等における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せ（一部改正 平成30年12月27日）に基づき、原則下記により適切に対応することとする。
  - (1) 消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
  - (2) 消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。
  - (3) 端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として110/108以内の増収となるように調整する。
  - (4) ICカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやすいものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
  - (5) 改定申請については、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。
  - (6) 消費税率引上げ分に伴う運賃・料金の改定については、消費税率引上げ適用日以降を行うことを基本とするが、消費税率引上げによる公共交通事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。

北九州市営バス 運行系統図 (※色付き太字の路線が協議路線)



**協議路線の内訳**

- ...第1路線 (H26.6.1 設定)
- ...第2路線 (H28.9.1 設定)
- ...第3路線 (H28.9.1 設定)

## 運賃が変更となる協議路線の系統一覧

	系統番号	行き先番号		路線名	区間 (始発地・主な経由地・終着地)
		往	復		
1	153	44		小石～二島線	若松営業所～脇の浦～二島駅
2	70	10循→7		渡場～脇ノ浦循環線	若松渡場～区役所・二島・脇ノ浦・上原・区役所～若松渡場
3	182A	—	—	折尾～グリーンパーク線	折尾駅西口～浅川中・ひびき南1・新弘川(季節運行)～汐入の里
4	173・171	01	—	かんぼの宿～大鳥居線	かんぼの宿北九州～蛭住団地～大鳥居
5	188A	01	—		二島駅～脇田・かんぼの宿北九州～大鳥居
6	186	01	02		向田営業所～(大鳥居・蛭住・岩屋)～かんぼの宿北九州
7	187	01	—		かんぼの宿北九州～蛭住・大鳥居～向田営業所
8	21A	01	01	二島～かんぼ線	二島駅～脇田～かんぼの宿北九州
9	184A	02		脇田・小石～渡場線	産業医科大学若松病院～本町・上原～脇田
10	185A	—	03		産業医科大学若松病院～本町・中畑～脇田
11	98A	03			若松渡場～本町・上原・脇の浦～脇田
12	90A	01		芦屋～若松高校線	鶴丸団地～(青葉台・島郷・脇ノ浦・上原・本町)～若松渡場
13	78	通学便	—	竹並～花房小学校～岩屋線	竹並～第二二島～花房小学校前
14	79A	—	通学便		脇田～(循環)花房小学校・第二二島・竹並・第二二島～花房小学校前
15	80A	—	通学便		洞北中学校入口～竹並・第二二島・花房小学校～脇田
16	81A	通学便	—		脇田～竹並～脇田
17	176A	通学便	—		弘川～第二二島・花房小学校～脇田

## 主な区間の大人普通運賃と定期運賃（1ヶ月）の比較

(単位：円)

利 用 区 間		普 通 運 賃		通 勤 定 期 1 ヶ 月		通 学 定 期 1 ヶ 月 (大 人)	
		現行運賃	改定後	現行運賃	改 定 後	現行運賃	改 定 後
かんぼの宿北九州 ~	大鳥居	290	300	12,700	13,140	10,090	10,440
かんぼの宿北九州 ~	向田営業所	320	330	14,020	14,450	11,140	11,480
脇ノ浦 ~	二島駅	320	330	14,020	14,450	11,140	11,480
脇ノ浦 ~	若松渡場	350	360	15,330	15,770	12,180	12,530
脇田 ~	産業医科大学 若松病院	400	410	17,520	17,960	13,460	13,810
脇田 ~	若松渡場	400	410	17,520	17,960	13,460	13,810
脇田 ~	花房小学校前	290	300	12,700	13,140	10,090	10,440

## 若松北西部路線 花房小学校通学支援便の 夏季休業日等における運休について

### 1 花房小学校通学支援便の概要

花房小学校校区は、児童の自宅から学校までの距離が非常に長く、徒歩による通学が困難であるため、交通局では、登下校の時間帯に合わせた路線バスを「通学支援便」として特別に運行している。

### 2 通学支援便として運行している系統一覧

	運行系統			平日			土曜			休日		
	起点	経由地	終点	往路	復路	計	往路	復路	計	往路	復路	計
①	払川	第二二島・花房小学校	脇田	1	0	1	0	0	0	0	0	0
②	竹並	第二二島	花房小学校	1	0	1	0	0	0	0	0	0
③	花房小学校	竹並・第二二島・花房小学校	脇田	0	1	1	0	0	0	0	0	0
④	脇田	(循環)花房小学校・第二二島・竹並・第二二島・花房小学校	脇田	1	0	1	0	0	0	0	0	0
⑤	脇田	(循環)花房小学校・第二二島・竹並・第二二島	洞北中学校	0	1	1	0	0	0	0	0	0

※土休日は運行なし。

### 3 各系統の運行時間

運行系統		各バス停及び運行時刻										
①	払川～第二二島・花房小学校～脇田	払川	唐戸	二島郵便	第二二島	若松商業	花房小	響灘緑地	内平尻	汐入の里	脇田	
		7:42	7:43	7:47	7:48	7:52	7:55	7:57	7:59	8:00	8:04	
②	竹並～第二二島～花房小学校	竹並	洞北中	唐戸	第二二島	若松商業	花房小					
		7:56	7:59	8:01	8:04	8:07	8:10					
③	花房小学校～竹並・第二二島・花房小学校～脇田	花房小	若松商業	二島郵便	唐戸	洞北中	第二二島	若松商業	花房小	内平尻	脇田	
		13:51	13:53	13:58	14:00	14:06	14:12	14:16	14:20	14:23	14:30	
④	脇田～(循環)花房小学校・第二二島・竹並～脇田	脇田	花房小	若松商業	第二二島	洞北中	第二二島	若松商業	花房小	内平尻	脇田	
		15:07	15:15	15:17	15:21	15:30	15:36	15:39	15:43	15:47	15:54	
⑤	脇田～(循環)花房小学校・第二二島・竹並～洞北中学校入口	脇田	汐入の里	内平尻	花房小	若松商業	第二二島	唐戸	払川	竹並	洞北中	
		16:07	16:09	16:10	16:15	16:17	16:21	16:25	16:26	16:28	16:31	

### 4 運行上の課題

当該通学支援便は乗客のほとんどが割安な通学定期券を使用する児童であるため、乗客 1 人当たりの運賃単価が低く、さらに夏季休業日等においては、ほとんど利用者がいない状況であるため、収支状況が悪い（利用状況は別紙 1 のとおり）。

### 5 今後の対応策

当該通学支援便の収支改善のため、利用者への影響が少ない以下の夏季休業日等の間を運休とする。

### **(1) 運休期間**

令和元年度は、北九州市立小中学校等管理規則で規定する休業日のうち、冬季休業日及び学年末休業日に上記5系統を運休するものとする。

- (1) 夏季休業日 7月21日から8月25日までの日
- (2) 冬季休業日 12月24日から翌年の1月7日までの日
- (3) 学年末休業日 3月25日から同月31日までの日

### **(2) 開始時期**

令和元年度の冬季休業日からとする。

## **6 参考資料**

別紙1 平成30年度 花房小学校通学支援便の利用実績

別紙2 北九州市立小中学校管理規則(抜粋) (昭和38年2月10日 教委規則第8号)

別紙3 花房小学校通学支援便系統図

## 平成30年度 花房小学校通学支援便の利用実績（1日平均）

（単位：人）

	運行系統			平日	夏季 休業日	冬季 休業日	学年末 休業日
	起点	経由地	終点				
①	払川	第二二島・花房小学校	脇田	26.0	1.5	0.7	2.6
②	竹並	第二二島	花房 小学校	5.9	1.1	0.0	0.9
③	花房 小学校	竹並・第二二島・ 花房小学校	脇田	1.2	1.1	0.7	0.8
④	脇田	(循環) 花房小学校・第二二島・ 竹並・花房小学校	脇田	13.4	0.8	0.2	0.3
⑤	脇田	(循環) 花房小学校・第二二島・ 竹並	洞北 中学校	15.7	0.3	0.2	0.6

北九州市立小中学校等管理規則（抜粋）

昭和 38 年 2 月 10 日  
教委規則第 8 号

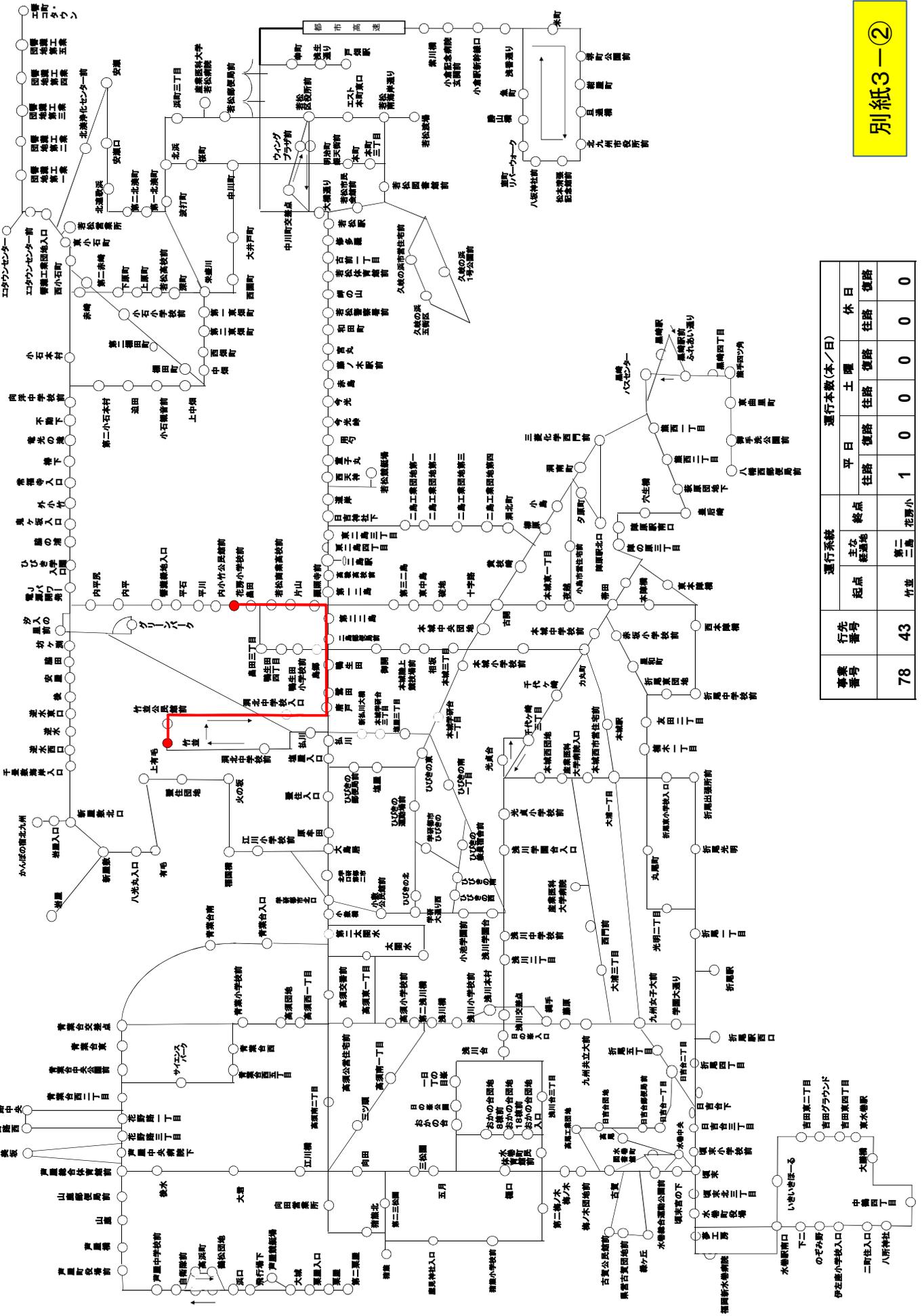
（休業日）

第 3 条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日のほか次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 25 日までの日
- (2) 冬季休業日 12 月 24 日から翌年の 1 月 7 日までの日
- (3) 学年末休業日 3 月 25 日から同月 31 日までの日
- (4) その他の休業日 前 3 号に定めるもののほか、校長が特に休業を必要と認める日で年間を通じ 10 日以内の日



# 運行系統図

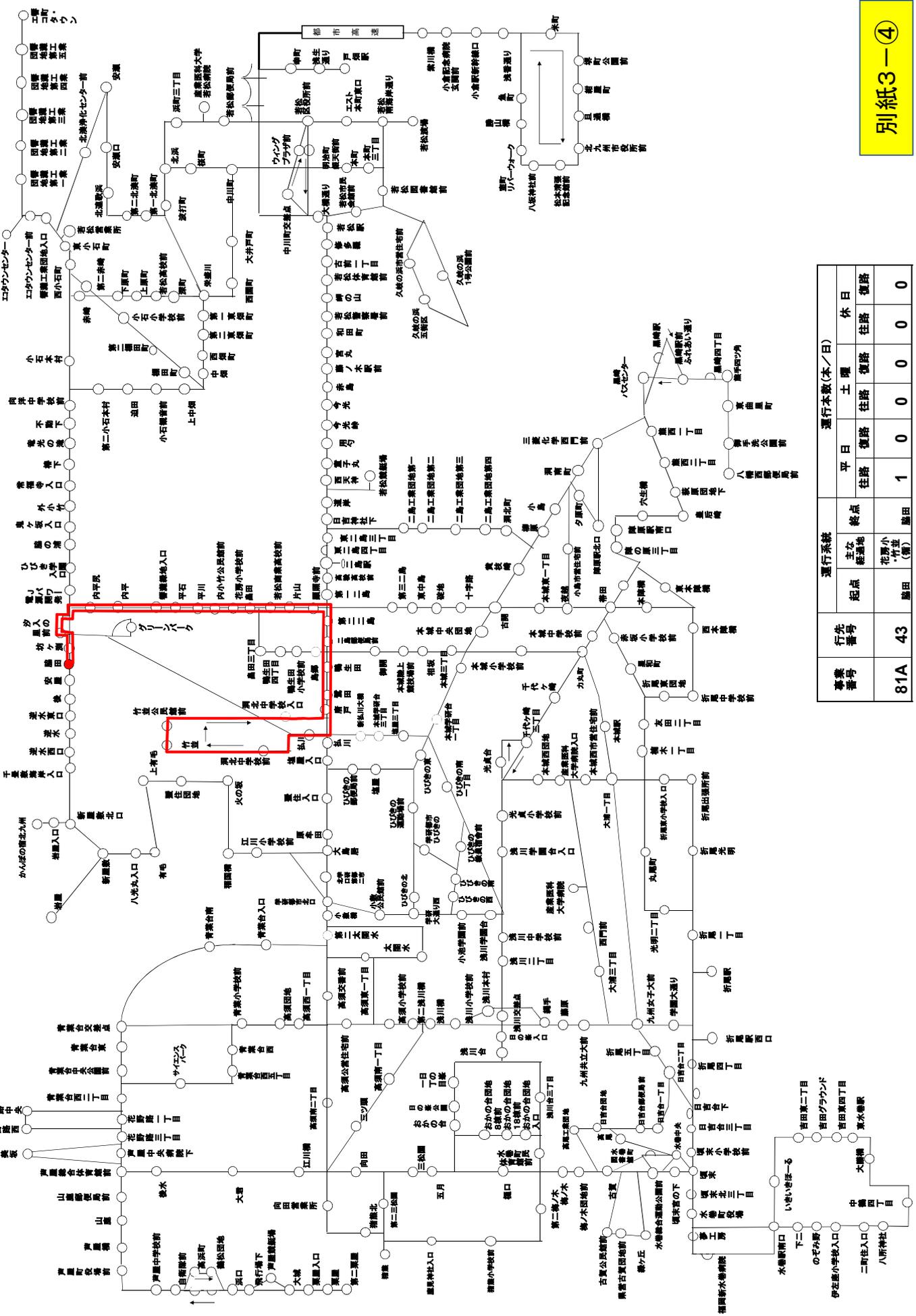


事業番号	行先番号	運行系統				運行本数(本/日)				
		起点	終点	往路	復路	平日	土曜	休日	往路	復路
78	43	竹並	第二島	1	0	0	0	0	0	0

別紙3-②



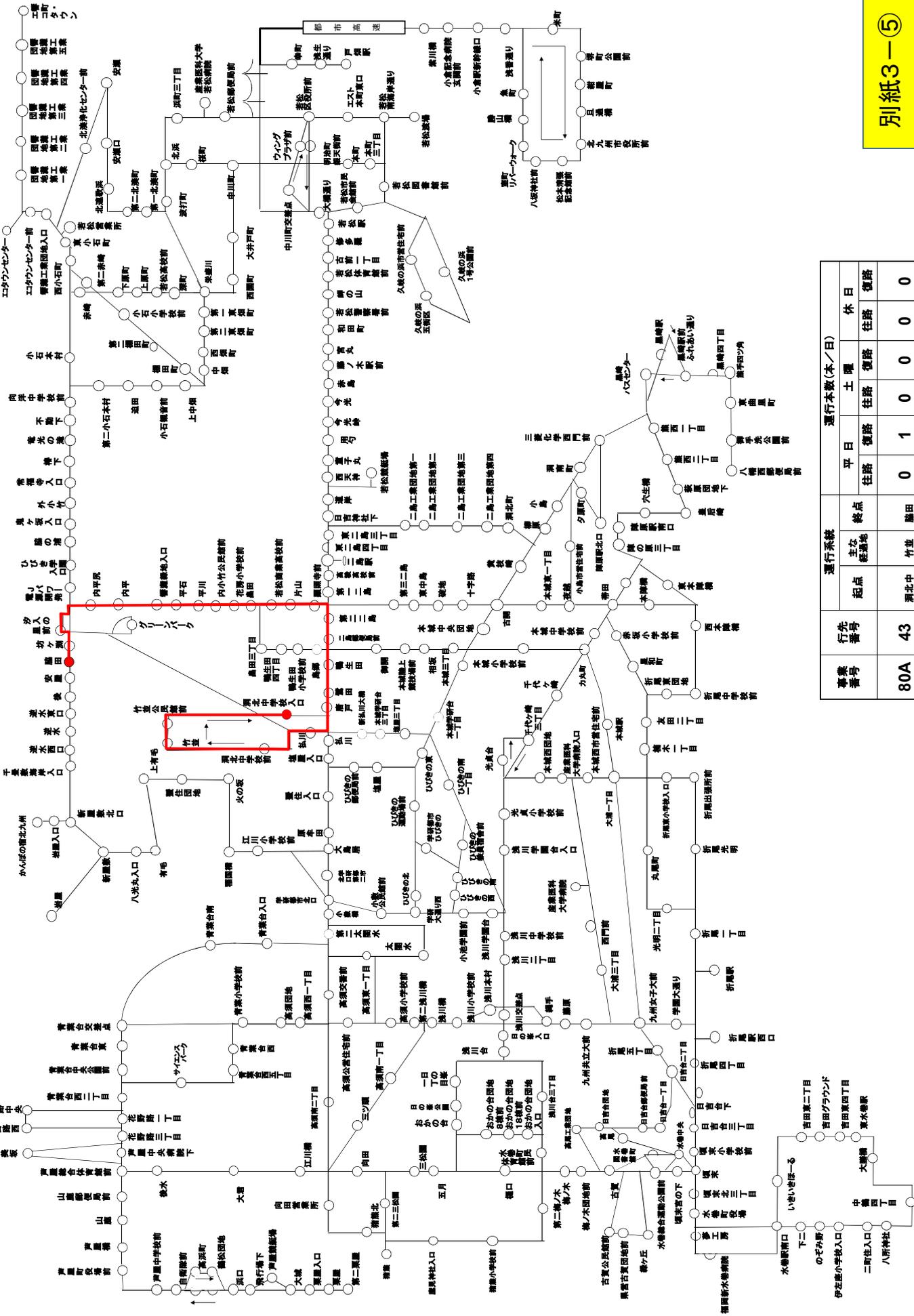
# 運行系統図



事業番号	行先番号	運行系統				運行本数(本/日)			
		起点	終点	往路	復路	平日	土曜	休日	復路
81A	43	宇治	宇治	1	0	0	0	0	0

別紙3-④

運行系統図



事業番号	行先番号	運行系統				運行本数(本/日)			
		起点	終点	往路	復路	平日	土曜	休日	復路
80A	43	栗北中	竹並	0	1	0	0	0	0